

芝山町総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準

令和3年5月31日制定

この基準は、「芝山町総合評価落札方式実施要領」に基づき、総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札を実施するにあたり、標準的な基準として作成したものであり、落札者決定基準は、学識経験者の意見聴取を踏まえ、入札公告において個々に定めるものとする。

1. 落札者の決定基準

総合評価落札方式による落札者の決定は次の要件を満たす者のうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価値の高い者を落札者とする。

- (1) 申込みに係る価格が予定価格を超えていないこと。
- (2) 入札公告で定めた技術提案等資料を提出した者であること。
- (3) 除算方式により評価値を求める場合にあっては、当該評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- (4) 入札価格が価格失格判定基準に該当しない者

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。がある。

なお、落札となるべき最も高い評価値の入札者が2者以上ある場合においては、ちば電子調達システムを利用した電子入札システムによるくじ引きにより落札予定者を決定するものとする。

2. 評価値の算出方法

評価値の算出は除算方式とし、標準点100点と技術的要素の評価による加算点の合計による技術評価点を入札価格で除して算出する。

(1) 評価値の算式

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 10,000,000$$

※桁数調整のため、上記式により算出した評価値に一律10,000,000を乗じた数値を評価値とし、小数点以下第6位を切り捨て小数点以下第5位まで算出する。

(2) 技術評価点の算式

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} (100 \text{点}) + \text{加算点}$$

(3) 加算点の算式

加算点は、評価点が最高であった1者に加算点として満点の20点を付与す

る。

最高1者以外の加算点＝加算点満点値20点×評価点÷最高1者の評価点
※加算点は、小数点以下第4位を切り捨て小数点以下第3位まで算出する。

(4) 評価点の算出

評価項目及び評価基準に基づく配点の合計値を評価点とする。

(5) 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、別紙1を基本として設定することとする。

なお、評価項目、評価基準及び配点は、工事の特性に合わせて適宜追加、削除又は変更できるものとし、入札公告に明記する。

3. 入札参加者に提出を求める技術提案等資料

総合評価落札方式において、入札参加者に提出を求める技術提案等資料は、別紙2を基本として工事ごとに定め、その提出方法、提出先及び提出期限を入札公告に明記する。

附 則

この基準は、令和3年5月31日から施行する。

別紙 1 評価項目及び評価基準

1. 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点
1. 過去10年間の同種工事の施工実績 注(1)・(2)・(3)	国・県等の発注工事で実績あり 注(4)	2
	市町村等の発注工事で実績あり 注(5)	1
	その他の実績又は実績なし	0
2. 千葉県発注工事における過去2カ年度間の同一業種の工事成績の平均点 注(2)・(6)	80点以上	5
	77.5点以上80点未満	4
	75点以上77.5点未満	3
	72.5点以上75点未満	2
	70点以上72.5点未満	1
	65点以上70点未満	0
	65点未満	-2
	成績なし	0
3. 過去2年間に芝山町が行った指名停止等措置の有無 注(7)	指名停止あり	-4
	文書警告又は文書注意あり	-2
	なし	0
4. ISO認証取得 注(8)	ISO9001又はISO14001の認証取得あり	1
	なし	0

2. 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点
1. 過去10年間の同種工事の施工経験 注(1)・(2)・(9)・(10)	国・県等の発注工事で実績あり 注(4)	2
	市町村等の発注工事で実績あり 注(5)	1
	その他の実績又は実績なし	0
2. 主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士 注(11)	1
	それ以外の土木施工に係る資格	0
3. 千葉県発注工事における過去2カ年度間の同一業種の工事成績 注(2)・(6)・(12)	75点以上の実績あり	2
	75点以上の実績なし	0

3. 地域貢献度等

評価項目	評価基準	配点
1. 過去5年間の芝山町内での公共工事の 施工実績 注(1)・(13)	実績あり	2
	実績なし	0
2. 建設業の許可における主たる営業所の 所在地	芝山町内に本店あり	2
	芝山町内に支店・営業所あり	1
	なし	0
3. 芝山町との災害時の協力協定等の締結 状況 注(14)	芝山町との災害協定等の締結あり	2
	芝山町との災害協定等の締結なし	0
4. 過去10年間の芝山町内における災害 活動実績 注(1)・(15)	実績あり	1
	実績なし	0
合 計		20

注(1) 過去5（又は10）年間とは、当該工事を入札公告する前年度から過去5（又は10）年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。

注(2) 同種工事とは、発注工事と同様な内容を有する工事をいい、入札公告で定める。また、同一業種とは、建設業法で規定する業種と同一であることをいう。

注(3) 指定する期間内に完成し、引渡しの済んだ同種工事の元請としての実績を評価する。

注(4) 国・県等とは、国（各省庁）、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社及び政令指定都市とする。

注(5) 市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体をいう。

a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。

b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。

c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を抛出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。

注(6) 過去2カ年度間とは、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2年度間の工事成績を評価の対象とする。また、評価の対象となる工事は、請負金額が〇〇万円以上である工事とする。（入札参加者が提出する工事成績評定通知書等の写しに記載された点数により評価する。）

注(7) 過去2年間とは、当該入札の入札公告日から遡って2年間とする。

注(8) 当該工事の入札公告日の前日までの認証取得を評価の対象とする。

注(9) 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験により評価する。

注(10) 配置予定技術者は複数の技術者を申請することはできない。落札者の決定の後に特別な理由

により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、申請時の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者を配置しなければならない。

- 注(11) 当該工事の業種により「1級建設機械施工技士」、「1級電気工事施工管理技士」、「1級管工事施工管理技士」、「1級造園施工管理技士」、「1級建築士」、「1級建築施工管理技士」等を適宜設定する。
- 注(12) 評価の対象となる工事は、主任又は監理技術者として配置された工事のうち、請負金額が〇〇万円以上である工事とする。
- 注(13) 公共工事とは、注(4)に示す国・県等又は芝山町が発注した工事を対象とする。
- 注(14) 入札公告日時点において、地震、風水害、その他の災害時の協力に関する協定を締結している者又は協定を締結している団体等に加盟している者を対象とする。
- 注(15) 災害活動等は、注(4)に示す国・県等又は芝山町より出動指示、対応指示を受けて実施した活動又は災害時の協力協定等に基づき実施した活動をいう。なお、災害等に関連する本復旧工事は対象とならない。

(その他)

注(1)、(2)、(6)、(7)、(8)において指名競争入札の場合は「入札公告日」を「指名通知の日」に読み替えるものとする。

別紙2 評価項目に関し提出する技術提案等資料

入札参加者は、評価項目及び評価基準の評価が判断できる技術提案等資料として、次に掲げる書類を提出するものとする。

(注意事項)

- ・ 該当しない評価項目に係る技術提案等資料は不要とするが、「総合評価落札方式における技術提案等資料提出書(様式第1号)」は必ず提出すること。当該様式の提出がない者のした入札は無効とするので注意すること。
- ・ 技術資料の提出がない場合又は提出された技術資料で評価基準の判断ができないときは、評点を「0」とする。
- ・ 提出する技術提案等資料が入札参加資格要件となっているものについては、当該技術提案等資料が提出されない場合、入札参加資格を失うものとする。
- ・ 入札参加者が自ら参考として資料を提出することは妨げない。

企業の施工能力

評価項目	提出する技術提案等資料	
	別記様式	証明する添付資料
同種工事の施工実績	第2号様式	同種工事の内容を証明できるものとして、契約書の写し、工事完成認定書等の写し又はコリンズの竣工時工事カルテの写し等を添付。
同一業種の工事成績	第3号様式	当該工事成績の内容を確認できる千葉県発注工事の工事検査結果通知書等の写しを添付。
指名停止等措置		芝山町で管理しているデータを活用するため提出不要。
I S O認証取得		I S O9001・I S O14001 の認証の写しを添付。

配置予定技術者の能力

評価項目	提出する技術提案等資料	
	別記様式	証明する添付資料
同種工事の施工実績	第4号様式	当該工事経験の内容を証明できるものとして、コリンズの竣工時工事カルテの写し等を添付。
主任(監理)技術者の保有資格	第4号様式	当該資格を確認できる証明書等の写しを添付すること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付。
同一業種の工事成績	第4号様式	当該工事成績の内容を確認できる千葉県発注工事の工事検査結果通知書等の写しを添付。

地域貢献度等

評価項目	提出する技術提案等資料	
	別記様式	証明する添付資料
公共工事の施工実績	第5号様式	公共工事の内容を証明できるものとして、契約書の写し、工事完成認定書等の写し又はコリンズの竣工時工事カルテの写し等を添付。
営業所の所在地		建設業の許可申請又は変更届等の控で、営業所の所在地及び許可を得ている工種がわかる部分(受付印があるもの)の写し等を添付。

災害協定の締結	第6号様式	当該協定書の写しを添付。なお、芝山町と協定を締結している団体等に加盟している場合については、当該団体等に加わっていることを証明できる名簿等も添付。
災害活動の実績	第6号様式	官公庁等（国・県等又は芝山町をいう。以下同じ）の指示を受けた活動、又は官公庁等との間に締結した協定等に基づき実施した活動であることがわかる契約書、協定書、作業日報及び写真等の資料を添付。なお、1つの資料で証明できない場合は複数の資料を添付。